(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が芝山町の後援名義を使用することについて、承認する名義、承認基準等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認する名義)

第2条 使用を承認する名義は、「芝山町」とする。

(承認の決定者)

第3条 後援名義の使用の承認決定は、町長が行う。

(承認の基準)

- 第4条 後援名義の使用を承認する基準は、次のとおりとする。
  - (1) 主催者が次のいずれかに該当するものであること。
    - ア 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
    - イ 公益法人又はこれに準ずる公共的団体
    - ウ 教育、文化、福祉、スポーツ団体又は地域団体その他これらに類する 団体
  - (2) 事業内容等が次に掲げる事項に該当するものであること。
    - ア 事業内容が明らかに住民の教育、文化、福祉、スポーツ等の振興に寄 与するものと考えられるもの。ただし、政治活動又は宗教活動と認めら れるものは除く。
    - イ 広く住民を対象とする事業であり、芝山町行政の方針に沿う内容であること。
    - ウ 営利を主たる目的とした事業でないこと。

れるものであること。

- (3) 前2号に規定するもののほか、次に掲げる事項に該当するものであること。 ア 主催者の存在が明らかで、事業を完全に遂行する能力があると認めら
  - イ 事業の実施に当たっては、事故防止などについて十分な対策がなされ

ていること。

## (承認の申請)

- 第5条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体等の代表者は、後援名義使 用承認申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を 添えて、町長に提出しなければならない。申請内容に変更が生じたときも、 同様とする。
  - (1) 主催者の存在を明らかにする書類
  - (2) 申請する事業の開催要領等
  - (3) 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- 2 前項に規定する申請は、後援名義の使用日の1か月前までに行わなければな らない。

(承認)

- 第6条 町長は、申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、後援名義の使用を承認する。
- 2 町長は、前項の規定により、後援名義の使用を承認したときは速やかに後援 名義使用承認通知書(別記第2号様式)により、不承認としたときは後援名義使 用不承認通知書(別記第3号様式)により、その旨の通知をするものとする。

(承認の取消し)

- 第7条 町長は、後援名義の使用に当たり、次の各号のいずれかに該当すること となったときは、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。
  - 申請書の内容に虚偽があったとき。
  - (2) 申請書の内容と違う事業を行ったとき。
  - (3) 後援名義の使用にふさわしくない事業を行おうとしたとき。
  - (4) 芝山町行政の指示に従わないとき。
- 2 町長は、後援名義の使用の承認を取り消すことを決定したときは、速やかに 後援名義使用承認取消通知書(別記第4号様式)により、その旨を通知しなけれ

ばならない。

(事業完了報告)

第8条 後援名義の使用の承認を受けた団体等は、事業終了後、1か月以内に事業完了報告書(別記第5号様式)に開催要領、プログラム等の事業の実施内容が分かる資料を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用期間)

第9条 後援名義の使用期間は、使用の承認をした日から当該事業が終了する日までとし、承認の日から起算して1年を限度とする。

(事務主管課等)

第10条 団体等から後援の使用の承認申請があったときは、当該事業の趣旨に 関連する事務を所掌する課等が必要な事務手続きを行うものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。